



1. 事業形態の選択

(1) 個人と法人

独立形態を選ぶ最初の選択肢は、個人事業にするのか、法人を設立して事業を行うのかでしょう。もちろん、個人事業でスタートして、後に法人を設立するという計画でも構いません。いずれにしても、その選択をするための判断基準を明確にし、持っておくことが大切です。その基準は大別して二つあります。

第一の基準は、始めやすさ・運営しやすさ、という点でしょう。法人の場合、その種類は多種多様であり、概して設立までの手続きは煩雑な部分が多々あります。また、運営に関しても法人は様々な法的規制があり、会計方法も複雑さが伴います。もし、一人で事業を立ち上げたとすれば、本業と並行してそれらの作業を遂行するのは、なかなか手間がかかることとなるでしょう。

対して個人事業は、開業後に一定の届出（「開業に必要な届出」表1）をすれば、すぐに事業開始が可能です。また、運営上のルールも特になく、会計方法も簡易です。ただ、一点注意して頂きたいのは、個人開業でも法律で制限されている事業に関しては、許可・認可などが必要になる場合があります。

独立当初のご自分のパワーを考え、いろいろな観点で判断することも必要でしょう。なお、税金面に対比する方もいますが、これは一概にどちらが有利とは言い難いことですので表2を参照頂き、経営方針などとともに熟考してください。

そして、第二の基準は法人化とした場合の各法人が持つ特徴が、予定する事業に対して有利に働くかどうかです。独立形態の選択基準には、当然のことながら事業目的やビジョンがとても重要なポイントとなってくるのです。たとえば、出資を広く求めたいのなら会社、一緒に働く出資者が必要なら企業組合、活動趣旨に賛同する会員を集めるならNPO法人といったように独立の受け皿になる法人の種類は多数あります（会社の特徴は以降のページでご説明いたします。※NPO法人については市民活動推進センターにお問い合わせください）。また、営利、非営利にかかわらず、法人であることが取引条件や免許交付条件となる分野で活躍する、多くの従業員を募集したい、事業を拡大するビジョンが確定的である場合も法人設立選択への理由となるでしょう。

以上のような点が見あたらなければ個人事業でのスタートをお考え頂き、少なくともイメージだけで法人設立を図るのは得策とはいえないでしょう。

(2) 個人事業の検討

身軽に始めて、信頼と実績を積みつつ、変化に対応しながら堅実に事業をのばしていきたいという人は、個人事業からのスタートを考えてみてください。法人は営利・非営利にかかわらず、定款（書式集参照）という、いわばその団体の憲法のような約束事があり、そこに記載される商号（社名）や目的（事業内容）などは一定の手続きをふまなければ変更できないしくみになっています。

個人事業といっても、屋号や商号を付けて活動することには問題ありません。ただし、屋号の中に、会社や法人という文字を入れることは商法で禁止されています。また、共同経営者を持つことも、従業員を雇うことも自由です。しかし、公共事業などは発注先を法人と限定する場合が多く、民間企業でも取引先を法人に限定する場合がありますので、その点がデメリットではあるでしょう。なお、個人事業には資本金の概念がない（元入金 of 概念はあります。）ので、手持ち資金がなくても、それなりに事業は始められますが、独立後の資金計画は立てておく必要があります。そして、事業が軌道に乗り、さらに拡大を期するなら法人化の検討をしてもいいでしょう。個人事業は資金に関して公私混同をおこしやすいので、自己管理・資金計画が大切であるといえます。

表1 「個人事業の開業に必要な届出」

対象	届出の名称	届出先	提出期限
個人事業を始める人すべて	個人事業の開廃業等届出書	納税地の所轄税務署	開業の日から1か月以内
	個人事業開始申告書	事業所所在地の都道府県税事務所	開業後速やかに
	所得税の棚卸資産の評価方法・減価償却資産償却方法の届出書	納税地の所轄税務署	最初の確定申告の提出期限まで
青色申告を希望する人	青色申告承認申請書	納税地の所轄税務署	開業の日が1月15日以前の場合は3月15日まで。開業の日が1月16日以降の場合は開業の日から2か月以内
青色専従者給与を支払う人	青色事業専従者給与に関する届出書		
従業員に給与を支払う人	給与支払事務所等の開設届出書	事務所所在地の所轄税務署	給与支払いを始めて1か月以内
源泉税の納期の特例を受ける人	源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書		随時（早ければ適用も早い）

(表2)

区分	会社	個人事業	NPO法人
所得金額の計算方式	会社の全ての収入を益金の額とし、これから損金の額を控除して計算される。	所得を10種類に分類し、それぞれ所得計算を行う。一部は分離課税方式による。原則として所得控除を行い、総合課税される。	会費収入、補助金・助成金、寄付金などを除く収入を益金の額とし、これから損金の額を控除して計算される。 但し収益事業を行なっている場合に限り法人税が課税される。
給与	役員に対する報酬・退職金は、不当に高額でない限り、損金に算入できる。役員賞与は全額損金に算入できない。	白色申告の場合は専従者1人につき50万円（配偶者は86万円）、青色申告の場合は専従者の給与全額を必要経費に参入できる。事業主の給与というものは、ない。（所得金額が事業主の収入となる）	役員に対する報酬・退職金は、不当に高額でない限り、損金に算入できる。ただし報酬を受け取ることができる役員は、役員総数の3分の1に限られる。もともと役員が職員を兼務している場合は、職員としての立場で給与を受け取ることができる。
交際費	原則として交際費は全額損金にならない。ただし、資本金一億円未満の会社は、一定額を損金処理することができる。	特に限度枠はない。ただし収入を得るために支出した金額のみ。事業に関連しない交際費は必要経費にならない。	資本金がないのでNPO法人税務独特の計算式により法人規模を求め、その結果により全額損金にならない、あるいは、一定額を損金算入できる、などが決まる。
住民税	法人税額に対して1.0%の都道府県民税と6.0%の市町村民税が課税される法人税割があり、資本金により区分される均等割もある。	都道府県民税や市町村民税は、一定の税率（原則として 県：2%、市：8%）によって課税される所得割と、自治体ごとに額が決められる均等割とがある。	法人税額に対して5.0%の都道府県民税と12.3%の市町村民税が課税される法人税割と、均等割とがある。ただし条例によって均等割が課税されない自治体もある。
事業税	法人税の課税所得に対して、年400万円以下は3.5%、400万円超800万円以下は5.3%、800万円超は7.0%の段階税率が適用される。	290万円の事業主控除後の事業所得金額に対して、原則5%の比例税率により課税される。給与所得などには個人事業税は課税されない。	会社と同様の段階税率が適用される。

※税率については、変更する可能性が高いので申告時点で必ずご確認ください。

2. 会社の形態について

(1) 株式会社

会社法の施行(平成18年5月1日から)によって、株式会社の設立要件は、従来に比べて大きく緩和されました。

会社法施行前は、株式会社設立に際し1,000万円以上の資本金を必要としていたのに対し、会社法施行後はその制限が無くなりました(最低資本金規制の撤廃)。ほか、取締役は3名以上必要だったものが1名以上でよくなり、取締役の任期は原則2年(非公開会社である株式会社については定款で10年まで延長可)となりました。監査役に関しては、必ず必要とされていたものが任意となり、監査役の任期は原則4年(非公開会社である株式会社については定款で10年まで延長可)となりました。ただし、決算公告と株主総会に関しては、引き続き実施が必要(義務がある)とされています。

株式会社の特徴をまとめると以下のとおりです。

		公開会社・株式譲渡制限会社
設立関係	最低資本金	1円
	発起設立時の払込金保管証明	預金通帳のコピーで足りる
株式	譲渡の自由性と譲渡承認機関	公開会社では自由 株式譲渡制限会社では株式総会(取締役会設置の場合は取締役会)の承認が必要
	株券(出資証券)の発行	任意(定款で定めた場合は発行できる)
株主総会	社員の責任と人数(株主・出資者)	有限責任(株式の引受価格を限度)人数に制限なし
	権限	公開会社と取締役会設置会社では、法令や定款で定めた事項だけ決定できるが、それ以外の会社では何でも決定できる。
	招集通知	公開会社では2週間。株式譲渡制限会社では1週間前までに通知(取締役会を設置しない場合、定款で短縮可能)
取締役会	取締役会の設置と人数	公開会社で必要(3人以上)だが、株式譲渡制限会社では任意(1人以上)
	代表取締役	公開会社や取締役会設置会社では必要。それ以外は任意
	任期	通常2年。株式譲渡制限会社では定款で最長10年まで延長できる
	書面(持ち回り)取締役会決議	定款で定めれば可能
監査役	設置と人数	公開会社と取締役会設置会社では必要(1人以上)それ以外は原則任意(ただし大会社以外の株式譲渡制限会社は、会計参与を設置すれば監査役は不要)
	任期	原則4年 制限会社では定款で最長10年まで延長できる
	権限	会計監査と業務監査監査役会が設置されていない株式譲渡制限会社では定款で会計監査に限定できる
会計参与	設置	任意
	任期	原則2年(定款または総会決議で短縮できる)株式譲渡制限会社では定款で最長10年まで延長できる
会計監査人	設置	大会社では必要。それ以外は任意
決算・会計	配当の規制	純資産300万円未満の場合は配当できない
	配当の時期	定時、臨時を問わずいつでも株主総会で可能 (取締役会決議による中間配当も可能)
	決算公告	必要
	会計の準拠性	一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従う
	記帳条件	適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない

(2) 合名会社、合資会社、合同会社

合名会社、合資会社は株式会社と同様に設立できます。また、合同会社は米国のLLC（リミテッド・ライアビリティ・カンパニー：有限責任会社）にならって導入され日本版LLCと呼ばれています。

対外的には社員（出資者）の有限責任が認められるので株式会社と共通しますが、内部的には取締役、監査役の設置が不要、利益配分を自由に決めることができる等、合名会社、合資会社と共通しています。

会社法では「合名会社・合資会社・合同会社」という3つの会社形態を

①社員（出資者）自らが会社の業務執行に当たることを予定している

②会社の内部関係は民法の組合に似た規律がなされている

などが共通していることから「持分会社」として一つのグループにまとめられています。

この3つの形態の違いは、社員（出資者）が会社債権者に対してどのような責任を負うかということです。

会社形態	会社債権者に対する出資者の責任
合名会社	全員が無限責任
合資会社	無限責任社員と有限責任社員が混在
合同会社	全員が有限責任社員

* 合同会社(日本版LLC)とは？

合同会社の特徴は以下の通りです。

- ①有限責任制を採用
- ②出資額にかかわらず柔軟に利益配分可能
- ③役員等の設置は不要
- ④社員（出資者）の氏名や名称、出資の価格が登記されない
- ⑤会社の計算は株式会社と同じ 等

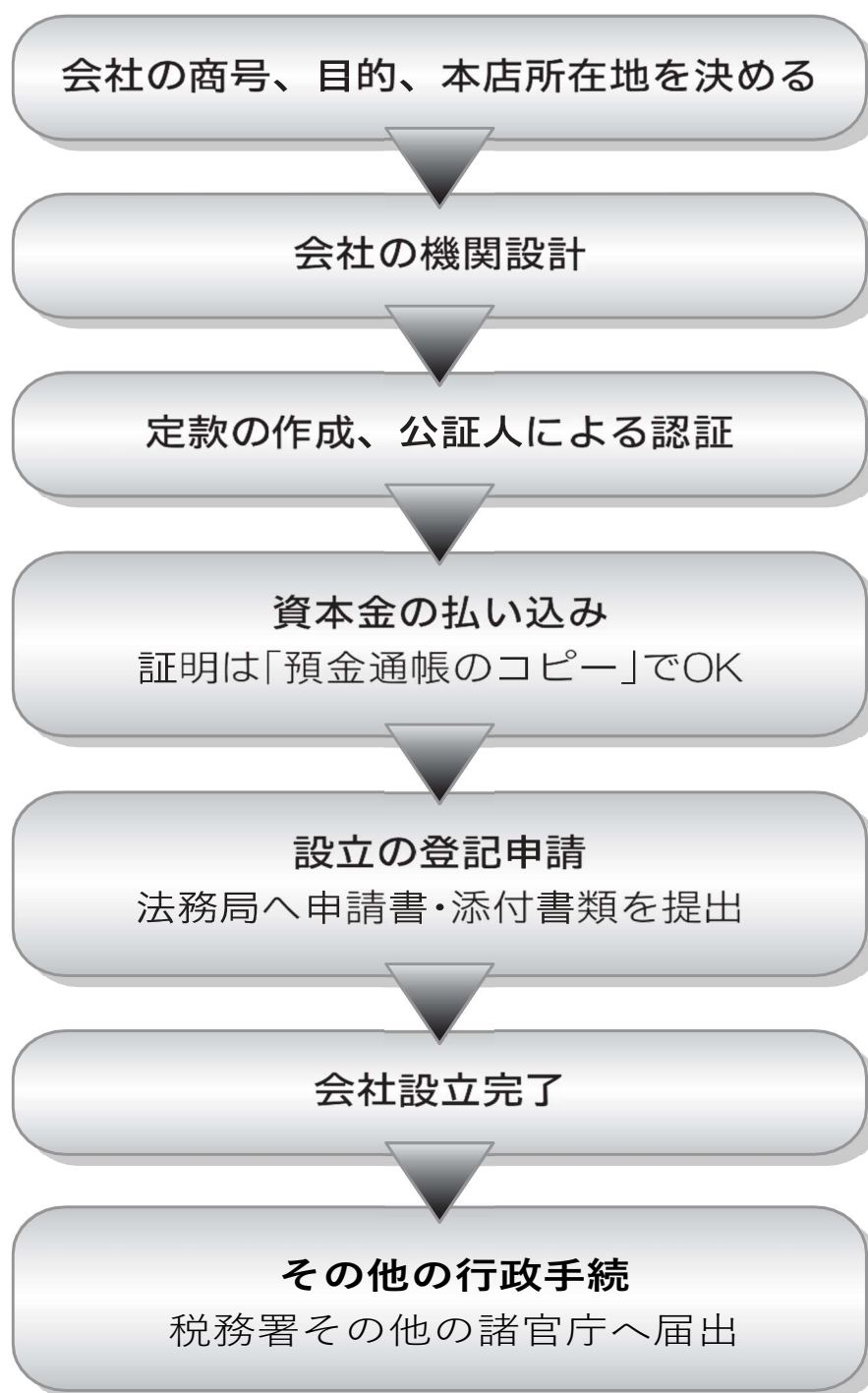
専門知識やノウハウを持った出資者が集まり、その知識等を生かして自らが経営する場合に適している会社と言えます。

* 有限責任事業組合とは？

有限責任事業組合（LLP）は、平成17年8月1日に施行されました。

「有限責任制」を採用し、出資額にかかわらず柔軟に利益等を分配できる「内部自治の原則」が特徴です。法人ではなく、民法上の組合の一種とされ、事業活動上の制約もありますが、有限責任事業組合には課税されず、出資者に直接課税されるいわゆる「構成員課税」が採用されます。経済産業省・法務省は、有限責任事業組合は「ハイリスク・ハイリターン」の事業に適しているのに対し、合同会社は安定的な事業向きとしています。

【株式会社設立フローチャート図】



会社設立費用

①資本金 1 円 ②印紙税 4 万円 ③定款認証費用 5 万円

④登録免許税 1 5 万円（資本金 1 円の場合）

合計約24万円

3. 株式会社の組織について

(1) 取締役・取締役会

〈株式譲渡制限会社の場合〉

会社の意思決定が迅速かつ効率的に行いやすく、知人・親類から名前を借りるだけといった名目的な役員や形式的な会議が不要であり、迅速な意思決定や報酬等のコストの削減が可能です。

〈公開会社の場合〉

迅速な意思決定を支援する為、書面による決議の採用を認められています。

(株式譲渡制限会社) あり	株式譲渡制限	なし (公開会社)
1人以上	取締役の人数	3人以上
任意	取締役会	必置
任意	代表取締役	必置
取締役会がなければ議事録不要	議事録	議事録作成義務あり (但し書名による持ち回り決議可能)
取締役会設置時は必置 (会計参与設置時は任意)	監査役	必置
任意	会計参与	任意

また、取締役の任期は、原則2年ですが、株式譲渡制限会社では、定款で任期を最長10年まで延期することができます。例えば、身内だけが役員であるなど移動が少ない小規模な会社では、任期を延長し、役員変更登記面での事務負担を軽減することができます。

しかしながら、取締役会を設置しない場合、全ての取締役が会社を代表することになります。よって対外的に責任が重くなります。また、会議開催という概念がありませんので議事録の作成も不要です。しかし、証拠能力の点から考えると、議事録に取って代わる取締役意思決定記録のような内部資料の作成・保管も考えておくことが重要です。

例えば、資産の購入、役員報酬の改定、親族との取引など、特に税務調査において疑義を生じやすい取引の意思決定をした場合、疎明資料としての意味を持つものと思われます。また臨機応変に臨時株主総会を開催して、その結果を議事録に残して保管しておくことも必要です。

(2) 株主総会の重要性

株主総会が最高意思決定機関であり、特に株式譲渡制限会社において、取締役や監査役の設置が緩やかであるため、株主総会での決議が重要となります。

〈株式譲渡制限会社の場合〉

取締役会の設置が任意であるため、会議体としては株主総会だけとなります。そのため、重要な事項で取締役単独の判断に委ねるべきでない事項については、すべて株主総会の決議が要求されています。

この点から、株主総会の重要性が高まっています。

〈公開会社の場合〉

株主総会で決議できる事項は、法律または定款で定められた重要事項に限られます（それ以外は取締役会で決定）。

取締役会設置の有無と株主総会の決議事項

取締役会が設置されていても株主総会で決議しなければならない事項

- ・役員（取締役、会計参与、監査役）及び会計監査人の選任
- ・役員及び会計監査人の解任（会計監査人は監査役によっても解任できる）
- ・取締役、会計参与、監査役の報酬（定款の定めがない場合）
- ・計算書類の承認（会計監査人設置会社を除く）
- ・剰余金の配当、処分（臨時総会で年に何度でも可能、条件付で取締役会で可能な場合もある）
- ・定款の変更
- ・事業の全部又は重要な一部の譲渡

取締役会が設置されていない場合、株主総会で決議しなければならない事項

- ・重要な財産の処分及び譲受け
- ・多額の借財
- ・支店その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- ・取締役と会社との間の競業及び利益相反取引の承認

特に、取締役が会社との自己取引（利益相反取引）をする場合は、取締役会を置かない会社では、当然に株主総会の決議が必要になることを忘れないでください。取引価額の妥当性について、税務上の争いになる可能性もありますので注意が必要です。

なお、取締役会の監査機関である監査役の設置については、会計参与を設置する場合は任意であり、監査役を設置しない場合には、株主自身が取締役の業務執行について責任を持って監督しなければなりません。

(3) 役員の責任

会社や第三者に対して損害を与えた場合、責任を持つべき役員が責任をとることがはっきりし、最低責任限度額が設けられています。

〈役員等に責任が生じる主な場合〉

取締役	違法(中間)配当	過失責任
取締役	会社との間の競業取引・利益相反取引	過失責任(取引した取締役本人はもちろん、決議に賛成した取締役も含まれる) なお自己取引した本人は無過失責任
役員等全て	法令又は定款違反(いわゆる任務懈怠)	過失責任

〈会社に損害を与えた場合〉

取締役や取締役以外の役員等が、会社に損害を与えた場合、会社に対する賠償責任が発生しますが、若干の例外規定があります。

「原則」会社に与えた損害につき上記のような損害賠償を負います。

「例外」①総株主の同意があれば、会社に対する賠償責任は免除されます。

②株主総会の決議により、役員等に善意で重過失がない場合、賠償責任額は最低責任限度額とすることができます。

最低責任限度額	・代表取締役……………報酬等の6年分 ・代表取締役以外の取締役……………報酬等の4年分 ・会計参与、監査人、会計監査人……………報酬等の2年分
---------	---

③定款で責任限定契約を締結できる旨の定めがある場合、個々の役員等（取締役、監査役は除く）の賠償責任額は、会社が定めた額と最低責任限度額といずれか高い額を限度とすることができます。

責任限定契約	定款であらかじめ本契約を締結できる旨定めた場合、会社が定めた額と最低責任限度額といずれか高い額を限度とする旨の契約が締結できます。 但し、個々の役員等（取締役、監査役は除く）に善意で重過失がない場合に限られます。
--------	--

〈第三者に損害を与えた場合〉

会社に対する責任とは厳然と区別して規定されています。

「原則」 役員等が第三者に対して損害賠償責任を負う場合は、原則として連帯責任を負います。

「例外」 責任の免除、軽減の規定はありません。

(4) 機関設計の方法

会社設立後、会社の成長に応じて常に機関設計を見直していく必要があります。会社が将来どういう姿になりたいかというビジョンを持ってください。

機関とは、株主総会・取締役・取締役会・監査役・監査役会・会計参与・会計監査人等をいい、これらの組み合わせを機関設計といいます。

平成18年5月の改正で、株式譲渡制限会社では機関設計が柔軟になりました。今までの株式会社では、取締役3人以上、監査役1名以上などのように機関が画一的に要求されていましたが、現在、中小会社においては、定款で定めた会社の自治により、自由に機関設計できるようになりました。主な機関設計は以下のとおりです。

ケース 機関	A	B	C	D	E	F	G
株主総会	○	○	○	○	○	○	○
取締役	○		○	○			
取締役会		○			○	○	○
監査役			○	○	○		
監査役会						○	
会計参与	△	○	△	△	△	△	△
会計監査人				○	○	○	

△任意で設置可能

例えば

- ・一人で運営している会社 → A、C
- ・ご夫婦また、子供が後継予定者として入社された会社 → B、C
- ・従業員が10名から数十名に増えて使用人の中から役員を登用したい会社 → B、G
- ・支店等を開設し責任者を置く段階になった会社 → B、G
- ・直接資金調達を目指すことになった会社 → D、E、F

また、前述の通り、株式譲渡制限会社においては、取締役、監査役について、任期については自由に設定（最長10年）できるようになったため、登録免許税等のコスト負担が少なくて済むことになります。

但し、社長自身の任期を 10 年とすることの是非を含めて、役員構成を見直す機会を時々作るという意味から、役員任期をいたずらに長く設定しないという判断も、成長発展を望む経営者であればあるほど、重要です。例えば、新たに登用した取締役の任期は 2 年と短く定めることも有用です。

取締役を複数置く(又は取締役会を設置する)メリットとデメリット	会計参与を置くメリットとデメリット
メリット ・相互に意見の討議ができ、社長が独善に陥ることが回避できる。 ・優秀な従業員を取締役に登用することで、働き甲斐のある会社を作ることができる。 ・組織だった会社とすることになり将来の発展に資することができる。 ・個人商店的に見られがちな一人会社とは違うという点で対外的に信用度が高まる。 デメリット ・社長（代表取締役）といえども解任される可能性がある。 ・取締役会が設置されない場合、各取締役がそれぞれ会社を代表することになり、勝手な契約をされてしまう危険が残る。 ・意見が対立する場合があっても法の手続きに従い、尊重しなければならなくなる。 ・名目的な取締役にでも報酬を払う必要が生ずる可能性もあり、人件費アップにつながる。	メリット ・外部の専門家に会計参与を依頼することで、取締役は営業や製造など本業に専念できる。 ・会社の作成した計算書類につき、対外的な評価、信用力がアップする。 デメリット ・信用のおける適任者を探さねばならず、一方会社の姿勢によっては就任を断られる可能性もある。 ・報酬の負担が発生する。

株主代表訴訟・取締役の忠実義務・役員の善管注意義務

株主代表訴訟とは、株主が会社に代わって（会社を代表して）取締役の責任を追及する制度です。取締役の責任は、本来会社が追及すべきものですが、会社と取締役は密接な関係にあることから、十分な責任追及がなされにくいといえます。その為、株主の利益が害される恐れがあり、これを予防する措置が株主代表訴訟です。

また、取締役は法令や定款並びに株主総会の決議を遵守し、会社の為に忠実に職務を行わなければなりません（忠実義務）。

取締役以外の役員等（会計参与、監査役、会計監査人）も、民法の委任規定に従い善良な管理者としての注意義務（善管注意義務）を負っています。しかし、いずれの役員においてもその任務を怠り、会社に損害を与えた場合は、会社に対して損害賠償責任を負うことになります。さらに第三者に対しても、職務を行うにつき、役員に悪意または重大な過失があったときは、与えた損害に対して賠償責任を負います。

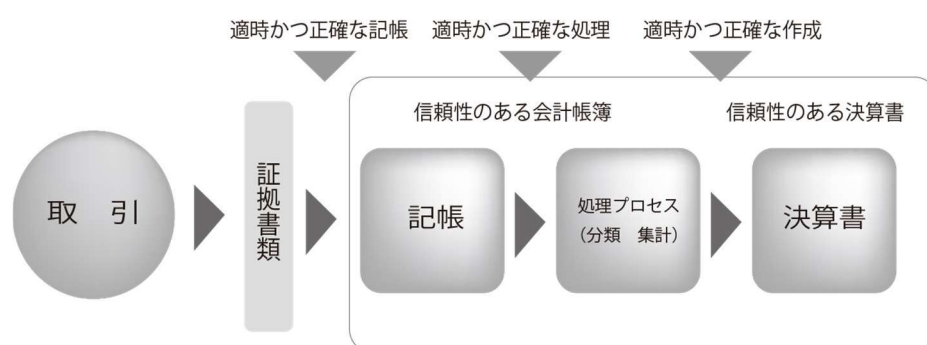
4. 計算書類作成について

(1) 「適時性」と「正確性」

「決算書の信頼性は、記帳の品質で決まる」と言っても過言ではありません。平成18年5月の改正で、商法と会社法に、記帳に関して「適時性」と「正確性」を求められる規定が設けられました。

記帳が「適時に」かつ「正確に」行われれば、決算書の信頼性は飛躍的に高まります。

「記帳の適時性」とは、会計帳簿への記帳が遅滞することなく、記録すべき取引が発生した後、すみやかに（通常の期間内に）記帳が行われることです。「記帳の正確性」とは、記帳が事実をゆがめない真実のものであり、かつ、帳簿計算が正確であることです。



条文

(商法第19条2項)

「商人は、その営業のために使用する財産について、法務省令で定めるところにより、適時に、正確な商業帳簿（会計帳簿及び貸借対照表をいう。以下この条において同じ。）を作成しなければならない」

(会社法第432条)

「株式会社は、法務省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない」

*記帳の適時性とは

記録が遅延すればするほど、記載を誤る可能性が高まり、結果として決算書の信頼性がゆがめられる恐れがあります。記帳の「適時性」とは、記帳が①取引と記録、②記録と記録の時間的間隔があまり隔たらない時期（通常の時間内）に、実行されることを意味しています。その具体的な意味内容は現金取引と信用取引を区別して判断します。

①現金取引

現金取引は、一般に証拠となる外部資料の網羅性が欠けるため、記帳する側がその現金取引の真実性を証明する工夫が必要です。具体的には、毎日の営業が終了した時点で、金庫ないしレジに残っている現金残高を金種別に集計して帳簿上の残高と照合する必要があります。照合済みの金種別残高表は原始記録として大切に保管して下さい。

②信用取引

信用取引も「通常の期間内」に記帳されなければなりません。具体的には、取引の発生後翌月末以内にその残高が掌握されれば「通常の期間内」と解釈されると思われます。

* 記帳の正確性とは

記帳の正確性を確保する為に、帳簿への記帳は以下の条件を満たす必要があります。

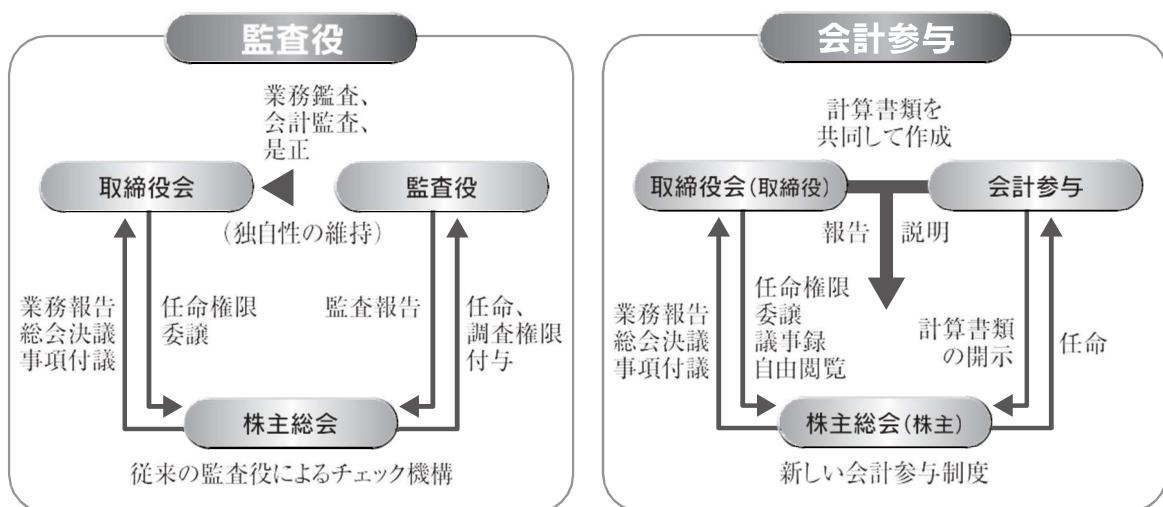
- ①全ての取引を「余すところなく」記録すること
- ②取引事実は証拠書類に基づいていること
- ③複式簿記に基づいてその計算が正確であること
- ④責任の所在を明確にする為、記帳の職務分担やその責任者が明確であること

(2)「会計参与」について

会計参与とは、「取締役と共同して決算書を作成する会計専門家」であり、正確には「株主総会で選任され、会計に関する専門的識見を有する者（税理士・公認会計士）として、取締役・執行役と共同して計算書類を作成するとともに、当該計算書類を取締役とは別に保存し、株主・会社債権者に対して開示すること等をその職務とする株式会社の機関」です。会計参与はすべての株式会社に設置することができます。

〈制度の目的〉

会計参与制度は、決算書の信頼性を担保する為に設けられています。決算書作成過程に参与していた税理士などを会社法上「会計参与」と位置づけて、決算書も正確性を高めることができます。



株式譲渡制限会社では、取締役会を設置するかどうかはそれぞれの会社の定款自治に任されますが、取締役会を設置する場合に、監査役（会）を設置しなければなりません。但し、大会社以外の株式譲渡制限会社においては、会計参与を設置すれば監査役（会）を設置しなくても足ります。このことから会計参与は実質的に「会計監査をする専門家」といえます。

〈会計参与設置が求められる場合〉

①金融機関から資金調達をする為

金融機関などは、物的担保や第三者保証による融資から脱却を図る為に、「信頼性の高い決算書」を求めていますので、会計参与制度を融資先企業に推奨することが考えられます。

②株式公開準備の為

最近中堅・中小企業、ベンチャー企業の株式公開が活発になっていますが、近い将来株式公開を目指す企業が、その準備のために会計参与を設置することが考えられます。

③得意先や一般消費者から信頼を得る為

得意先や一般消費者から信頼を得ようとする会社が、積極的に会計参与を設置することが考えられます。

〈会計参与の基本的な仕組み〉

1. 設置	設置するかどうかはその会社の任意 大会社でも設置可能、会計監査人との併存可能
2. 職務	①取締役と共同して計算書類を作成 ②株主への報告 ③株主総会における説明 ④計算書類の保存 ⑤計算書類の開示 ⑥計算書類を承認する取締役会への出席
3. 資格	税理士（税理士法人）又は公認会計士（監査法人）
4. 兼任禁止	会社又は子会社の取締役・執行役・監査役・会計監査人又は支配人との兼任はできません
5. 選任	株主総会で選任します
6. 登記	会計参与を設置した場合、会計参与を設置した旨、その会計参与の氏名又は名称が登記事項となります
7. 任期・報酬	取締役と同様の規律に従います
8. 責任	計算書類の作成について、対会社及び対第三者に責任を負い、社外取締役と同様の規律に従います

(3) その他の留意点

- ①相続や合併により取得した者に対して株式の売り渡しを請求することができます。
- ②株式譲渡制限会社において、議決権制限株式の発行上限規制がありません。
- ③会社が自己株式を取得する際に、市場取引、公開買い付け以外の方法による自己株式の取得手続きが設けられています。
- ④株主に対する金銭等の分配と自己株式の有償取得は、「剰余金の分配」とされています。
- ⑤株主総会の決議により、いつでも「剰余金分配」が可能です。
- ⑥期中において決算手続きに準じた手続き（臨時計算書類の作成）を行うことにより、分配可能額に期間損益を反映することができます。
- ⑦株主持分変動損益計算書を作成します。
- ⑧株式会社の純資産額が300万円を下回る場合には、「剰余金の分配」はできません

機関設計チェックリスト

「会社法」において、絶対的必要機関は株主総会と取締役のみとなり、会社の実態に合った機関設計ができるようになりました。自社の対応をチェックしてみてください。

(注) 株式譲渡制限会社（公開会社以外の会社）で中小会社の場合に限定し、委員会設置会社については除外しています。

1. 取締役会の設置

☐ 取締役のみとするか、3人以上の取締役による取締役会の設置を検討しましたか。

※株式譲渡制限会社の場合、取締役会の設置は任意です。

※取締役1名のみの機関設計が可能です。

※複数の取締役が存在しても取締役会を設置しないことも可能です。

※取締役会設置会社においては、取締役は3人以上でなければなりません（第331条）。

2. 取締役会非設置会社の場合

(監査役の設置)

☐ 取締役会を設置しない会社においては、監査役を設置しますか。

※取締役会を設置しない会社は、監査役の設置は任意です。

☐ 監査役に対して監査範囲を会計に関するものに限定するか否か検討しましたか。

※定款に定めることにより、監査の範囲を「会計に関するもの」に限定することができます（第389条）。ただし、監査役会設置会社および会計監査人設置会社を除きます。

(注) 会計監査人設置会社は、監査役を置かなければなりません（第327条）

(会計参与の設置)

☐ 会計参与の設置を検討しましたか。

※会計参与の設置は任意となっています（第326条）。

3. 取締役会設置会社の場合

(監査役または監査役会の設置)

☐ 取締役会を設置する会社においては、監査役を設置するか監査役会を設置するか検討しましたか。

※取締役会設置会社は、監査役を置かなければなりません（第327条2）。

☐ 会計参与の設置により、監査役および監査役会を置かないことを検討しましたか。

※株式譲渡制限会社は、会計参与を設置することにより監査役及び監査役会を設置しないことができます（第327条2）

☐ 監査役に対して監査範囲を会計に関するものに限定するか否か検討しましたか。

※定款に定めることにより、監査の範囲を「会計に関するもの」に限定することができます（第389条）。ただし、監査役会設置会社および会計監査人設置会社を除きます。

(会計参与の設置)

☐ 会計参与の設置を検討しましたか。

※会計参与の設置は任意となっています。（第326条）。

4. 取締役・監査役の任期

(取締役の任期)

☐ 取締役の任期は原則2年ですが、定款変更により任期を延長することを検討しましたか。

※取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までですが、「株式譲渡制限会社については、定款により任期を選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで延長することを妨げない。」こととなっています（第332条）。

(監査役の任期)

☐ 監査役の任期は原則4年ですが、定款変更により任期を延長することを検討しましたか。

※監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までですが、「株式譲渡制限会社については、定款により任期を選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで延長することを妨げない。」こととなっています（第336条）

〈定款作成例〉

株式会社サンプル
定款

令和 年 月 日 作成
令和 年 月 日 公証人認証
令和 年 月 日 会社設立

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は株式会社サンプルと称する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を行うことを目的とする。

- (1) カフェバーの経営
- (2) コーヒーショップの経営
- (3) 飲食店の経営
- (4) 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を名古屋市に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当会社の発行することができる株式の総数は、800株とする。

(株式の譲渡制限)

第 6 条 当会社の発行する株式は、すべて譲渡制限株式とし、これを譲渡によって取得するには、取締役会の承認を要する。

第 3 章 株主総会

(招 集)

第 7 条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第 8 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- 2 株主総会においては取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(議決権の代理行使)

第 9 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第10条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第11条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第12条 当会社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第13条 当会社の取締役は、3名以上とする。

(取締役の選任)

第14条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第15条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役又は前任者の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び社長)

第16条 取締役会は、取締役の中から社長1名を選任する。

- 2 社長は、当会社を代表する。
- 3 取締役会は、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
- 4 取締役会は、社長のほかに、前項の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。
- 5 社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序で、社長の業務を行う。

(取締役会の招集権者及び議長)

第17条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第18条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第19条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第20条 当社は、取締役が提案した決議事項について、取締役（当該事項につき議決に加わることのできるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第21条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規則)

第22条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第23条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役

(監査役の設定)

第24条 当社は、監査役を置く。

(監査役の員数)

第25条 当社の監査役は、1名以上とする。

(監査役の選任)

第26条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第27条 監査役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬等)

第28条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって決める。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第29条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年一期とする。

(剰余金の配当)

第30条 剰余金は、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に配当する。

(剰余金の配当の除斥期間)

第31条 当会社が、株主に対し、剰余金の支払いの提供をしてから満3年を経過したときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。

第 7 章 附 則

(設立に際して発行する株式)

第32条 当会社の設立に際して発行する株式の総数は100株とし、その発行価額は1株につき金5万円とする。

(設立に際して出資される財産の価額)

第33条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金500万円とする。

(設立時の資本金)

第34条 当会社の設立時資本金は、金500万円とする。

(最初の事業年度)

第35条 当会社の最初の事業年度は、当会社の成立の日から令和5年3月31日までとする。

(発起人の氏名及び住所、割当てを受ける株式数及びその払込金額)

第36条 当会社の発起人の氏名、住所、発起人が割当てを受ける株式数及びその払込金額は、次のとおりである。

名古屋市千種区吹上2丁目6番3号 サンプル太郎 普通株式 100株 金500万円

(設立時取締役、設立時監査役及び設立時代表取締役)

第37条 当会社の設立時取締役、設立時監査役及び設立時代表取締役は次のとおりとする。

設立時取締役 サンプル太郎、名古屋次郎、千種三郎

設立時監査役 吹上四郎

設立時代表取締役 サンプル太郎

(定款に定めのない事項)

第39条 本定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上、株式会社サンプルを設立するため、この定款を作成し、発起人が次に記名押印する。

令和 4年 1月 1日

発起人 サンプル太郎 (印)